

## 凡 例

- (1) 本報告書で用いた年次は、特記しない限り暦年（1～12月）である。
- (2) 本報告書では、特に断りのない限り指標の変化率は、年（度）については前年（度）比、先進国の四半期は前期比（年率）、月次については前月比、途上国は、前年同期（月）比である。
- (3) 「国」という表現には「地域」を含む場合がある。
- (4) 本報告書では、特記しない限り原則として、各国・地域を以下のように分類している。
- ・ **先進国**：OECD加盟(30か国)（アイスランド、アイルランド、アメリカ、英国、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、スロバキア、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、メキシコ、ルクセンブルク）
  - ・ **途上国**：非OECD加盟国。
  - ・ **北東アジア**：中国、韓国、台湾、香港の4か国・地域を分析の対象とする。
  - ・ **ASEAN**：シンガポール、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10か国だが、本報告書では、主としてシンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアの5か国をASEANとして分析の対象とする。
  - ・ **東アジア**：北東アジア（中国、韓国、台湾、香港の4か国・地域）、ASEAN 5か国（シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア）
- (5) 通貨価値の増（減）価率は、IMF方式（1ドル当たりの自国通貨表示を（比較年時－基準年時）/比較年時で計算したもの）によっている。